

平成30年第2回

荒川区教育委員会定例会

平成30年1月26日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成30年荒川区教育委員会第2回定例会

1 日 時 平成30年1月26日 午後1時30分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員 教 育 長 高 梨 博 和
教育長職務代理者 小 池 寛 治
委 員 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
委 員 高 野 照 夫

4 出席職員 教 育 部 長 阿 部 忠 資
教育総務課長 山 本 吉 毅
教育施設課長 平 野 興 一
学 務 課 長 小 堀 明 美
指 導 室 長 瀬 下 清
生涯学習課長 浦 田 寛 士
書 記 佐々木 希久子
書 記 小 川 綾 一
書 記 湯 田 道 徳
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 2号 教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について

議案第 3号 平成29年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、継続審議すべき有形文化財について

議案第 4号 平成30年度荒川区一般会計予算(教育事務)に対する意見の聴取について

て

(2) 報告事項

- ア 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- イ 区立幼稚園における預かり教育のモデル実施について
- ウ 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

(3) その他

教育長 ただいまから教育委員会第2回定例会を開催させていただきます。

出席者数でございますけれども、5名出席でございます。議事録の署名委員につきましては小林先生、高野先生、御兩人にお願いしたいと存じます。

10月27日開催の第20回定例会及び11月10日開催の第21回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付させていただき、その間の確認をしていただいております。本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは承認とさせていただきます。

また、11月24日開催の第22回定例会の議事録を机上に配付させていただいております。次回の定例会で承認についてお諮りしたいと考えてございます。次回までに御確認いただき、何かお気づきの点等があれば事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、審議事項3件、報告3件、計6件となっております。

初めに議案の審議を行います。議案第2号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について」を議題といたします。それでは教育総務課長、説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第2号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について」御説明を申し上げます。

提案の理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして「教育委員会の点検・評価」について、本年度における実施結果がまとまりましたので、付議するものでございます。

内容でございます。今回、実際には28年度に実施した事業の点検・評価でございます。点検・評価者につきましては、早稲田大学教育・総合科学学術院教授の長島先生。それから東京都教職員研修センター教授の峯川先生。鎌倉女子大学講師・学校安全教育研究所教授の矢崎先生の3人の方に点検・評価者になっていただいております。

2の点検・評価の実施方法等でございます。平成28年度の教育委員会における主要施策の点検・評価に当たって学識経験者と意見交換、それから現場施設等を踏まえまして、今回この点検・評価を求めさせていただいたものでございます。

3で学識経験者の皆様の意見の概要でございます。今回の点検・評価の対象は三つでございます。

1つ目が幼児教育でございます。この幼児教育につきましては早稲田大学の長島先生に

点検・評価をお願いいたしました。長島先生からは以下のような意見をいただいております。策定されている「荒川区の就学前プログラム わくわく えがお 荒川の子」は、発達と学びの連続性を考慮した一貫したプログラムとなっている。本プログラムをさらに活用し、充実した教育・保育を提供することを期待している。

2点目でございますけれども、平成22年度から東京芸術大学と連携いたしまして、「幼児期における美術の造形と表現による教育の可能性についての実践的研究」を実施しておりますが、参加した子どもたちが関心をもって楽しく取り組んだことが見て取れる。またプログラム実施後、園がプログラムで得たものを日常の活用に活かそうとしていることも高く評価している。

3点目でございますが、幼保小中学校の交流連携についてでございます。園児と児童・生徒の交流は行われているが、保育者と教員の相互理解・相互交流の機会が多いとは言えないのではないか。また学校選択制等によりまして、幼保小の交流・連携が難しい面があり、就学前教育プログラムを共有し、つながりを意識した連携を進めていく必要があるという御意見をいただいております。

点検・評価の2つ目は、道徳教育についてでございます。道徳教育につきましては、東京都教職員研修センターの峯川先生をお願いしたところでございます。御意見といたしましては、荒川区が作成しております道徳教育郷土教材集につきましては、子どもたちが荒川区に誇りや愛着を持ち、地域に貢献しようとする心情や意欲、態度を育成する上で極めて重要であり、また区外から転入した教員が荒川区を深く知る上で有用であるという声もあったということで御意見をいただいております。

裏面に移りますが、児童・生徒の道徳の育成につきましては、保護者・地域の協力なしに学校だけで行うことは難しいことを改めて認識して、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進していく必要があるという御意見をいただいております。

3点目でございますが、新学習指導要領実施に向けた研修会を年2回実施し、各校の道徳教育推進教師等が参加している。他の研修会との兼ね合いからも回数、内容は適切であると考えられる。

4点目の御意見でございますが、「特別の教科 道徳」となる今後に向けて、授業時間数の確保という量的な側面と、道徳科の授業の工夫・改善といった質的側面の両面から改善を図る必要がある。そのためには、道徳教育推進教師がすぐれた道徳の授業の実践者にとどまらず、道徳教育の改善・充実を目指す学校運営に参画する人材として育成することが求められているという御意見をいただいております。

3つ目のテーマでございますが、子どもの安全対策についてでございます。こちらは鎌

倉女子大学の矢崎先生に点検をしていただきました。地域安全マップについては、全小学校がタブレットPCによる安全安心マップを作成しており、タブレットPCの活用は今後さらに効果が期待できる。地域安全マップは中学生でも効果があるため、中学校での地域安全マップの実施を期待したい。

2点目でございますが、全中学校に「防災部」が設置されており、小学校でも「ジュニア防災クラブ」が設置している学校があることは、将来の担い手である子どもたちの防災意識を高める取り組みとして非常に注目している。

3点目でございますが、学校司書が「災害安全資料」として教科別及び内容別に災害安全に関する図書を分類し、生徒の学習に役立てようとしている中学校があるのは特徴的な取り組みである。

4点目でございますが、登下校等の防犯対策として、小学校の下校時間帯に方面別に学校安全パトロール員が付き添うことや、全校の学校の出入りにスクール安全ステーションが設置され、児童安全推進委員が常駐していることは、防犯上効果的であり特徴的な取り組みであるという御評価もいただいております。

また、あわせて児童通学案内指導員による交通安全対策は、防犯と合わせて地域の協力を得て行っている。

最後になりますが、学校を中心として児童安全推進員の活動や学校安全パトロールなど、登下校の安全、学校への不審者侵入防止等について地域との連携を充実しているという御意見をいただいているところでございます。

説明は甚だ簡単でございますが、以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑等ございますでしょうか。

山本課長が御説明したのは概要ですので、本書は別添資料になってございます。

小池委員 このような点検・評価という極めて目的意識を持って、テーマを決めて点検・評価をしてもらうやり方というのはすごくいいと思います。ぜひこのような形で総論だけではなくて、極めて具体論で点検・評価してもらうのはいいかなと思います。それで荒川区がやっている特徴的なもの、幼児教育については東京芸大とのジョイントプロジェクトですね。こういうことについてもこれはいいという高い評価をしておられるし、それから道徳については授業時間数の確保というか、実践者にとどまらず、道徳教育の改善・実施を目指す学校運営に参画する人材として育成することを求められるということ。それから子どもの安全対策について、荒川区の全中学校に防災部があるわけですがけれども、防災部、こういうのは小学校でもジュニア防災クラブとしてやったらどうかとか。それから登下校のときの防犯対策としての学校安全パトロール員が付き添うということについて、きちっと

評価して見てもらっている。こういうように極めて具体的にテーマを決めて、点検・評価を行ってもらおうということは今後とも続けていただきたいという感じがいたします。

教育長 御評価ありがとうございます。この件について事務局、ありますか。

教育総務課長 実は個別の三つずつにしたのは3年前からで、それまではすべての項目についてやっておりました。教育委員会もそうですし、それから議会からも、広く浅くやるのはどうなのということがありまして、3年前からテーマを三つに絞ってさせていただいている状況でございました。小池先生から評価をいただいて、事務局としては大変ありがたいと思っております。これで3年たって全部で計九つの評価を終わりましたが、まだ区でやっている事業はたくさんありますので、来年以降も三つずつ順番に深く細かくやっていただけたらと考えてございますので、今後ともよろしく願いいたします。

小池委員 よろしく願いします。

小林委員 よろしいでしょうか。この学識経験者の御意見ですが、御三方にお願いしまして、それぞれが大変に重要なポイントを指摘していただいております、本当にありがたいと思えました。

まず長島先生は、幼児教育についてですが、今、教育の世界で幼児教育が非常に注目されております。その意味でもこれを評価していただいたのは非常にいいことであると思えました。特に長島先生は「荒川区の就学前教育プログラム わくわく えがお 荒川の子」を取り上げておられます。これは多くの方の御努力によって出されておまして、私自身も読ませていただいたのですが、この中に接続期カリキュラム及びいろいろな事例集がついておまして、今後の荒川区の幼児教育推進の上で非常に参考になると思いましたので、この点も長島先生の方から高く評価していただけて、本当にありがたく思いました。

また長島先生の御意見の中で、3点目ですが、幼保小中学校の交流や連携の点で、保育者と教員の相互理解・相互交流の機会が多いとは言えないという御指摘がありまして、これも極めて重要なことだと思います。定例会の前に明和政子先生に關しまして少し御紹介させていただいたのですが、やはり今、日本では母親が非常に孤立している状況にあると。その中で子どもを育てていかなければいけないため、保護者と教員との交流であるとか、あるいは保護者同士の交流は重要だと思うのですね。その意味では長島先生も御指摘いただきまして、非常に重要な点だと思われました。

これは補足になるのですが、例えば東京都新宿区ですと、こういった保護者と教員、あるいは保護者同士の連携という点ではいろいろと努力しております、新宿区入学前プログラムというのをやっております。入学前のお母さんたちが学校に来て、一緒に母親同士が交流したりする機会も設けられておりますので、今後、参考になるのかもしれませんが。

それと峯川先生、道徳教育についてということで、さすがに専門の先生でいらっしゃる、的確なアドバイスがされております。小池先生も言及されたのですが、道徳教育の量的な側面とともに質的側面が非常に大事です。今後、道徳教育を担ってくださる先生方をどのように育成していくのか、それが課題になるのかなと思いました。

また矢崎先生なのですが、荒川区の安全教育は、全国的にも非常に注目されていると思います。荒川区の安全教育の特色は、児童・生徒が主体的になるというか、児童・生徒が防災あるいは安全に対する意識を持つような教育がされておまして、その点で非常に注目すべきものだと思っております。荒川区の安全教育に関しまして御専門の矢崎先生から高く評価していただいているということで、これは私たちが進めてきた教育が、いい方向で進んできたのだということを感じました。

先生方はそれぞれの御専門の立場から、点検・評価していただきまして、本当にありがたいなと思っております。三人の先生方にくれぐれもよろしくお伝えください。

教育長 ほかはないようございまして、質疑を終了とさせていただきます。

議案第2号につきまして、討論はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

教育長 それでは討論を終了させていただきます。

議案第2号につきまして御異議等ございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

教育長 それでは異議ないものと認めます。

議案第2号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果」につきましては原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして議案第3号「平成29年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、継続審議すべき有形文化財について」を議題といたします。生涯学習課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、平成29年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、継続審議すべき有形文化財につきまして、御提案申し上げます。

提案理由でございます。文化財保護条例4条、6条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございます。3項目ございまして、資料の構成でございますけれども、ページを振っておりませんことをまずもっておわび申し上げます。資料の構成といたしましては、これから私が申し上げます1枚目のペーパーの方で説明しつつ、ふるさと文化館の野尻館長より次ページ以降、まず写真で順番にイメージをとということで起こさせていただいてお

ります。その後、登録すべき文化財の個別の内容についての資料という三つで資料構成されてございます。よろしくお願いたします。

それでは1枚目の資料にお戻りいただきまして、内容の1でございます。まず荒川区登録文化財とすべきものにつきましては3点ございます。有形文化財歴史資料につきましては、杉野中尉殉難遺蹟の碑。それから無形文化財工芸技術におきましては、表具。無形民俗文化財につきましては素盞雄神社天王祭でございます。所有者等、所在地等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして2の荒川区指定文化財とすべきものにつきましては2点ございます。有形文化財絵画におきましては、板本着色平経正竹生島詣図絵馬でございます。無形文化財工芸技術におきましては、木版画摺でございます。所有者等、所在地等については記載のとおりでございます。

3の継続審議すべき有形文化財につきましては1点ございまして、有形文化財建造物といたしまして、荒川遊園の煉瓦塀。理由につきましては、周辺を含めました景観等の補足調査をする必要があるためということでございます。所有者等、所在地等につきましては記載のとおりでございます。

この後、ふるさと文化館長、野尻より、次ページ以降の写真、それから個別の説明につきまして、簡潔かつ要点に絞って説明させていただきます。

ふるさと文化館長 それでは、ふるさと文化館の野尻から説明させていただきます。写真を見ながら、文書資料も見ていただければと思います。

まず第1番目ですが、登録文化財の有形文化財の歴史資料でございます。杉野中尉殉難遺蹟の碑で、熊野前商店街の中にこの碑はずっと建っております。大正6年3月に杉野中尉は、陸軍野外飛行で所沢へ帰航中に突風に襲われまして、尾久で墜落いたしました。このときの被害状況等は記録にないのですが、中尉はこれでお亡くなりになったわけです。このことは当時の新聞に大きく報じられまして、杉野中尉の功績、死を悼みまして、帝国在郷軍人会の尾久村の分会によって、中尉の慰霊碑がつくられたわけです。この慰霊碑につきましては、亡くなった翌年、大正7年に追悼式が行われまして建立されたわけですが、こちらの碑文の揮毫は東尾久の満光寺の先代御住職の筆になるそうです。

建立以来、航空界初期の事故として杉野中尉の事故は知られておりまして、地域の施設として保存されており、この碑についても地域住民によって管理・保管されてきました。こちらの場所が熊野前商店街防災スポット整備事業にかかりまして、区にこの碑が寄贈されました。今後は区が所蔵者として保管していくということでございます。

登録理由につきましては、日本航空史を語る上で貴重である。また、建碑以降も地域の史

跡として親しまれ保存されてきたなど、尾久地区の歴史を語る上で重要であるという理由でございます。

続きまして、今度は無形文化財になります。裏面を御覧ください。写真は、作業しております田尻さんの写真を掲示しております。昭和41年生まれの田尻和久さん。こちらを今度、登録無形文化財として候補に挙げてございます。保持者は田尻表具店の長男として生まれましたが、小学校のころからお父さんのお仕事の手伝いをしていたということです。大学卒業後、一時一般企業に勤めましたが、お父様が病気のために急遽店を継いで二代目となりました。お父さん自体は石川県の七尾市でお生まれになり、お祖父様の専之助さん、それからお父さんの長兄にあたる弥之助さんが表具に関するお仕事をされておりました。七尾市といいますと温泉街などがございまして、温泉旅館のお仕事、それから寺院のお仕事などを手がけていたそうです。お父様につきましては昭和36年に上京されまして、日暮里に一度勤めまして、その後39年に独立して尾久でお店を開きました。

保持者のお仕事は多岐にわたっておりますが、個人、それから公共機関、寺院、美術館などから依頼される屏風の仕立てですね。それから軸物ですとか、額装などの表具の修理なども行っております。

それから登録理由でございますけれども、表具というのは古代から仏画、教典、それから室内に立てる間仕切りとして、調度品として使われてきたものなのですけれども、その技術は宗教ですとか美術、茶の湯文化の普及、それから発展に大きく寄与してきたものでございます。また日本人にとっての生活道具としても庶民にも密接なかかわりを持ってきたものでございます。現在では美術品の展示のみならず、その修理においても欠くことができない技術であるということで、区にとって貴重であるという理由でございます。

保持者の認定理由ですが、保持者は生活様式の変化によって職人の数が減少している中で約30年の経験を経て技術を修得しており、区にとって貴重であるといえます。田尻さんは伝統工芸技術保存会でも役員をされておまして、ギャラリーの運営なども一生懸命やっております。

続きまして、今度は無形民俗文化財、素盞雄神社天王祭でございますが、保持団体は素盞雄神社氏子中という名称になります。こちら所在地というよりも伝承地。この祭りを行っている場所、すべてが文化財の伝承地ということで非常に広域でございますけれども、南千住地区、それから町屋地区、荒川地区の80%ぐらいが素盞雄神社の氏子域になっておりますし、それから東日暮里の一部、西日暮里の一部、それと台東区の三ノ輪にもまたがっているところでございます。

内容につきましては、素盞雄神社というのは旧千住宿の天王神社でございますが、こちら6

月に行われる祭礼が今回の当該文化財でございます。神輿の渡御というのが天文10年に始まったという伝承を持っております。このお祭り自体は京都の祇園祭と同様に、疫病ですとか災いを祓う、悪疫退散・除災招福・郷土繁栄を願う、都市型祭礼に位置付けられているものでございます。先ほど御紹介いたしましたように、氏子域は非常に広大でございます、すべてで61ヶ町でございます。江戸時代の地名でいいますと、小塚原町、通新町、三之輪町、三河島村、町屋村に該当いたします。現在は6月2日に宵宮祭、3日に例大祭が行われます。それから3年に一度、本社神輿が氏子域を渡御いたします本祭が行われます。また毎年、氏子祭りも氏子域において行われるわけですが、この氏子祭り、本社の渡御行事につきましては、例大祭の次の土日に行うことが慣例となっております。

由緒に基づきまして町屋地区が神輿の「宮出し」を行うことが慣例になっておりまして、また三河島地区では、2日目のお祭りのときに、神様に食事をお出しする昼御饗祭の役割を担っております。また、小塚原通りから御神輿が本社に帰りますときの「宮入り道中」、これは南千住地区が担うということで各地区ごとの行事における分担が決まっております。このお祭りにおきましては、四間半、8.1メートルの非常に長い二天棒と言われているものですが、この棒で振る「神輿振り」が有名で、東京のお祭りの中でも特徴的なものと言われております。江戸時代以来、南千住、三之輪、三河島、町屋地区の氏子の生活に根差した年中行事として行われてきまして、地域の伝統的な風俗慣習として親しまれてきたものでございます。

このお祭りの歴史をひも解きますと、江戸時代までは最終日に千住大橋の上で綱引をしたり、又はもう少し前の時代ですと、足立区側の千住五丁目まで御神輿が行っている記述もございますし、それから三河島地区の人たちが、最後のお祭りの夜に、たいまつで御神輿を送るといふ「タイマツ送り」という行事も行われておりまして、これらは江戸時代の本、又は明治時代の新聞などで紹介されており、相当、江戸又は東京でも知られているお祭りだと位置付けられております。

登録理由でございますけれども、創始伝承が明らかであり、近世・近代・現代に至るまで社会の変容に応じながら継承されてきた地域の生活文化の特徴を示すものであり、保存の必要がある。とりわけ神輿渡御における二天棒による神輿振りは特徴的であり貴重である。

認定理由です。こちら保持団体は、地域の祭礼を伝承してきた地縁組織を受け継ぎ、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習を高度に伝えており、区にとって重要である。写真を見ていただきたいのですが、1枚だけですけれども、これが素盞雄神社の本社神輿の二天棒の神輿振りの様子です。神輿の下に男性が背中に担ぐように入っております。

すけど、これは技を持ってないと非常に危険で腰の骨を折ったりするほどの難しさなのですが、この役割に付くのが、若い者の憧れだと聞いております。こちらの若者たちはそれぞれの氏子域の若睦の代表者が選ばれてこちらを担ぐことになるわけですから、一生懸命小学生のころから練習をすると聞いております。

続きまして、指定すべき文化財の説明に入らせていただきます。1点目、有形文化財絵画、板本着色平経正竹生島詣図絵馬でございます。写真がございますので御覧ください。この大きな金色の背景の絵馬でございます。こちらは西日暮里三丁目にあります延命院というお寺の七面堂というお堂の中にかかけられているものです。「平家物語」巻の七に見えます、平経正の竹生島詣を画題とした大きな絵馬でございます。材質は軽い桐材を使っております。吉祥天と弁財天が本地とされている七面明神が安置されている七面堂内に納められているということで、七面明神に関係するテーマを選んでいるということでございます。制作年代が明確になっておりまして、天保11年9月につくられ、安政4年にこれを修理したことがこの絵馬に書かれております。絵師は麗斎泰信、それから補筆したのが暁雲斎意信。実はこの絵馬をこの間の秋に行われました名宝展でお借りしてきましたところ、裏面に墨書があることが確認されまして、新たな情報が得られました。それは誰がこれを奉納したかということでございます。願主は、小石川春日町にあります谷津家の女性、敬さんという方が願主となって奉納したものです。それから額の九曜の飾りについては、恐らく奉納者の家紋の可能性がありますが、谷津家の家紋をまだ確認できておりません。女性がこれだけの大きなものを奉納しておりますけれども、七面明神に対しては、江戸城の大奥の女性たちが多くお参りしているということで知られているものですから、この谷津家の敬さんも大奥の女性である可能性があると考えております。七面明神のお祭りが9月19日ということですので、この奉納も恐らく七面明神のお祭りに合わせて奉納したものであろうと考えております。

こちらの絵馬は、普段は公開しておりません。ただ、縁日が毎月19日に行われておりまして、このときに七面講という行事を行っております。このときだけこちらを見ることが可能だということでございます。

指定理由ですが、江戸の七面明神信仰を示す資料として重要であり、歴史的価値が高いだけでなく、制作年代や絵師が明確であり、近世後期の狩野派の絵師の活動を知る上で絵画史上・文化史上大変貴重であるということでございます。基準については表記のとおりです。

もう1件、指定すべき無形文化財の工芸技術です。名称、木版画摺。保持者は川嶋秀勝さん。昭和19年のお生まれで今年で73歳になります。西日暮里三丁目の寺町にあります

す関岡木版画工房で働いてらっしゃいます。川嶋さんは栃木県の大田原市出身ですが、昭和34年に中学を卒業した後、関岡家に入りまして修業を始めたそうです。関岡家の技術の系譜というのは、江戸時代までさかのぼる日本橋石町の松村系という系列につながるお家でございます。保持者は版元から依頼を受け、絵師、彫師、摺師の分業制で行われている木版画の業界におきまして、摺師の工程の部分を受け持っています。主な仕事としましては、年に4回行われます、納札交換会、東都納札睦。こちらの千社札のデザインですとか、それから版を作ることですとか、全部コーディネートしまして納札会に臨むということでございます。そのほか復刻の浮世絵ですとか、現代版画のオリジナル作品。川嶋さん自身が絵を描きすので、オリジナル作品をつくっています。仕事は主に版元からの発注が多いのですが、技術の高さにより近隣の寺社などから古い版木が出てきたときに、それを摺る仕事も依頼されています。

技術の指定理由ですけれども、木版画摺というのはもともと墨一色摺りに始まったものですけれども、明和初年に絵師の鈴木春信、非常に著名な絵師ですが、主導的な役割を果たして本格的な多色摺木版画が広まったと考えられております。江戸の技術に忠実に摺り上げる木版画の技術は、日本の代表的な伝統文化である錦絵という多色摺版画を後世に継承する上で、欠くことができない技術であり、区にとって大変貴重であるということでございます。

保持者の認定理由ですが、保持者は江戸時代から続く摺師である日本橋石町松村系の系譜にあり、伝統的な木版画摺の技術を修得している。見本に忠実に素早く的確に数多くの木版画を摺り上げるばかりでなく、自ら描いた作品を手がけるなど芸術性も評価される。その系譜や技術伝承が明らかであり、58年にわたって鍛錬を重ねてきた伝統的な木版画による多色摺りの技術は、区にとって大変貴重である。

認定基準は表記のとおりでございます。

続きまして、最後に継続審議すべき有形文化財というのがございます。こちらは有形文化財、建造物、荒川遊園煉瓦塀でございますが、こちらの荒川遊園の近く、旧小台橋小学校の西側に残っている煉瓦塀です。建立年代は大正11年で、今、長さ約41メートルほど残っております。こちらは大正11年に尾久に開業しました荒川遊園の東側の境界に建てられていた煉瓦塀でございますが、こちらの煉瓦塀は現在も住宅を仕切る境界として使われたり、それから尾久地区の景観を象徴する存在として長年知られるものでございました。平成23年度の荒川区景観審議会の景観計画において「あらかわ遊園憩いの空間と、歴史を感じる街並みが共存した景観」と位置づけられております。しかし近年建て替えなどがございまして、一部解体されるものも出てきております。歴史的景観の維持のために

も、文化財保護審議会ではこちらの煉瓦塀について保存のあり方等々について答申をいただきました。大正12年の関東大震災、それから平成23年3月の東日本大震災という大規模な震災を乗り越えて今日に伝存していて、当時の煉瓦建築の様子を知ることができる貴重な資料であるということで、こちらの保存について今、調査をしていただいているところです。

審議継続の理由としまして、こちらの旧小台橋小学校跡地、それから荒川遊園は今リニューアルを行うということと、それから保育園を建設する事業が進んでおります。そちらの計画も見据えた上でどのような景観を構成できるかということも調査した上で登録した方がいいでしょうということで、今回は継続審議という答申をいただいております。

以上でございます。

教育長 ただいまの生涯学習課長とふるさと文化館長の説明につきまして、御質疑をお願いいたします。

小林委員 この1番の杉野中尉殉難遺蹟の碑ですけれども、これは在郷軍人会で建てたということなのですね。

ふるさと文化館長 そうです。

小林委員 陸軍ではなくて。

ふるさと文化館長 陸軍ではなくて、地元の人たちが建てたということです。

小林委員 むしろ地元の人たちが自発的に建てたと、そういう意味があるのですか。

ふるさと文化館長 まだ大正時代ですので、もちろん軍はございましたけど、むしろ地域の人たちが、有名な方がここで亡くなったということを顕彰するような意味でこちらを建てたと銘文にもございます。

小林委員 わかりました。ありがとうございます。

高野委員 荒川遊園の煉瓦塀ですが、これは荒川遊園の一部として残そうという計画で、継続審議ということになっているのですか。

ふるさと文化館長 荒川遊園と煉瓦塀が残っている小学校の間は、実は民間の住宅が建っているのですね。ただ、保育園を建てかえるに当たって、こういった歴史的な、文化的な近代構造物があるということも保育に役立つでしょうと。地域の歴史とともに保育をしていたらということも先生方はおっしゃってございました。ただ、今おっしゃったように遊園のリニューアル計画がございますので、どう生かせるか、又は説明板などどこにつけるかということも検討していきたいところでございます。

高野委員 両立したいものですね。

教育長 私からもよろしいですか。田尻さんは表具師ということですけど、今、ふすまのある

お家が少なくなってきたではないですか。

ふるさと文化館長 そうなのです。

教育長 それで、普段はどんなお仕事されているのかなと。

ふるさと文化館長 実は以前はふすまのお仕事もされていたそうなのですが、今、むしろお寺の屏風の修理ですとか、お寺には仏間がございますし、それも有名な絵画が描かれているようなふすまが多いものですから、むしろお寺さんの仕事が多いと聞いております。ほとんど、普通のお宅の一般的な表具は手がけていないそうです。

教育長 わかりました。素盞雄神社の無形民俗文化財指定については、今年、素盞雄神社が本祭だから喜ぶますよね、みんな。

ふるさと文化館長 恐らくとても張り切って皆さん、お祭りに参加されるのではないかと思います。

教育長 次に竹生島詣図絵馬って、前にも報告がありませんでしたか。

ふるさと文化館長 去年、登録文化財になったばかりなのですが、非常に珍しい大きさであり、保存状態もよい状態で、すぐ指定するのはどうなのかという御意見もありましたけれども、せっかくここでいいものが出てきましたので、意識を高めていただきたいということと、それから七面明神の本体ですね。こちらが多分、東京でも非常に古い仏像であろうと考えておまして、こちらの調査に入るに当たってもちょっとこれは分析しておきたいなということで、先生方の御意見もありまして、急いで指定したということです。

高野委員 昨年、見ましたよね。

ふるさと文化館長 高野先生に見ていただきました。

高野委員 かなり大きなものでした。

ふるさと文化館長 そうです。非常に大きいものですね。後ろから銘文が出てきたものですから、住職の関心がどんどん高まってきて、もって調査をしてくれないかと学芸員に言っております。

教育長 討論に付きましても、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは議案第3号につきまして、特になければ討論を終了とさせていただきます。御異議等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは異議ないものと認めます。議案第3号「平成29年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定、継続審議すべき有形文化財について」は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして議案第4号「平成30年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

教育総務課長 議案第4号「平成30年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」御説明申し上げます。

提案の理由でございます。平成29年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

平成30年度の一般会計予算の教育事務に関する部分についてのみ、御説明をさせていただきます。1枚目を御覧ください。歳入につきまして30年度予算額、教育費につきましては7億2,523万8,000円でございます。前年度との比較増減はマイナス11億7,121万4,000円でございます。歳出でございます。教育費、30年度予算額の総額でございますが、80億2,000万円。29年度予算額との比較は4億3,100万円の減になってございます。総務費につきましては生涯学習の金額でございます。24億5,561万1,000円、この比較増減で、29年度の比較では4億7,062万7,000円の増になってございます。

1ページ以降御覧いただきますと、歳入・歳出科目のおのこのについての款項目につきまして記載をさせていただいておりますが、13ページのところに総括表をつくらせていただいておりますので、そちらで御覧をいただければと思っております。予算総括表で説明をさせていただきたいと思っております。

歳入につきましては、先ほど申し上げたようにマイナス11億7,121万4,000円でございますが、おのこの減額につきまして主な増減理由につきましては、各項ですね。分担金、負担金について使用料、手数料について記載をさせていただいております。

100万円以上の増減があるものについて記載をさせていただいておりますが、一番マイナスの大きい要因につきましては、特別区債が、学校教育施設等整備事業債が約4億2,300万円の減額になってございます。また国庫支出金のうち学校施設整備費、大規模改修の減によるもので、3,323万5,000円。それから都支出金におきましては教育研究委託費、これは都や国の研究指定校事業の費用減で、マイナス1,010万7,000円余り。それと義務教育施設整備基金繰入金につきまして7億5,200万円の皆減となっておりまして、こちらにつきましては、今後の学校との改修需要の増に備えまして、基金の取り崩しを30年度は行わないということで繰入金として義務教育施設整備基金からの繰入を行わないもので、皆減でございますので7億円余りという形で、主なマイナスの要因につきましては、先ほど申し上げたように基金の繰入金と特別区債の学校教育施設等

整備事業債の減額の大きな要因になってございます。

下段の表を御覧いただきまして、歳出でございまして、教育費につきましては前年度と比べまして、4億3,100万円の減になってございます。教育総務費の中で大きく減になっているのは、国・東京都研究指定校事業、これは事業の減少に伴いまして約1,000万円の減額になってございます。それと小学校費につきましては校舎整備費、大規模整備費、主に中長期計画以外の修繕の減が3億1,427万8,000円ありまして、その辺がマイナスの大きな要因となっております。また小学校費におきましては、教育ネットワークの運営費におきまして、校務支援システムの導入に伴いまして1億2,176万8,000円の増という形で、こちらは来年度以降、教育校務支援システムの導入が正式に決まりまして、予算化されたものでございます。

中学校費につきましては、マイナスの金額が大きいのはやはり校舎整備費の大規模整備、大規模改修の減でございまして、マイナス1億7,085万1,000円でございまして、こちらにつきましても校務支援システムの導入が認められましたので、5,071万6,000円増になっておりまして、7,743万5,000円の予算がついてございます。

あと、幼稚園費につきましては、幼稚園管理費において就園管理システムの改修で約1,535万9,000円増で3,168万7,000円。それから幼児教育補助員派遣事業の配置人数の増におきまして1,755万2,000円の増になってございまして、7,982万7,000円でございまして、

生涯学習費につきまして、4億7,062万7,000円の増になってございまして、こちらにつきまして尾久図書館の改修費用がかかりますので、それが主な増の要因になって、ほぼ全額というか、5億円ぐらい増えておりますので、ほぼこの金額が総務費における生涯学習の増になってございます。

来年度の予算規模につきましては、通常の経費についてはほぼ全体として同額が認められておりまして、一部大規模な修繕について、財政事情もありまして見送られている部分があって、マイナス。それから学校側から要望がございました校務支援システムにつきましては来年度認められておりますので、来年度からシステム導入がスタートする予定になってございます。

15ページからは教育委員会の主要事業でございまして、この中では18ページを御覧いただきたいと思っております。(24)学校体育館における空調設備の設置、931万6,000円でございまして、教育環境の更なる充実を図ると共に学校施設の防災機能の一層の強化のため、非常災害時に避難所となる全ての小・中学校体育館へ空調設備を設置するものでございまして、

30年度につきまして、体育館の規模や状況に応じた空調効果等の検証を実施するため、4校程度でございますが体育館に空調設備を設置する予定でございます。主要事業の中で30年度新規についてのものがこちらになってございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。

坂田委員 私の理解では、大規模修繕、大規模整備費関係が4億8,000万円ぐらい減になっているから、それを考慮すると、その他の経費はほぼ同額ということですよ。毎年の変化を見ると、経年の変化を見ると大体平年レベルということではないかなと思いましたが。

教育長 坂田先生の御指摘でよろしいでしょうか。

教育総務課長 そのとおりでございます。校務支援システムの導入がやっと決まりましたので、来年度以降導入するということでございます。

坂田委員 それは非常にいいことですよ。

教育長 校務支援システムについて、小堀課長、御説明をお願いします。

学務課長 来年度にこちらに導入と記載はございますが、実際に運営されるのは31年度の夏以降になると思います。来年は校長会、それからモデル校などを設定しまして、順次システムの開発に取り組んでいく予定になってございます。

教育長 校務支援システムの中身について説明してもらえますか。

学務課長 中身については今、手書きとか、ワープロとかエクセルでうまく表を使ってやっていただいている成績表ですとか、いろいろな永年で残していかなければいけない帳票、出欠簿の管理ですとか、そういったものがシステムでできるようになるものです。学校間で小学校から中学校に上がるときも、転校するときもそういったデータのやりとりがセキュリティを完全にかけてですけれども、簡単にできるようになるということになってございます。

教育長 せっかく荒川区は、ICTを活用した学校教育をやっているんで、それをぜひ先生たちの働き方改革にも生かさせていただきたいということで、ICTを活用して効率的な校務の改善に結びつけていければと思っております。また、先生方には研究発表ですとか、あるいは卒業式、入学式の際に体育館で発表をお聞きいただいたりごあいさつをいただいたりしてるのですけれども、季節によっては大変寒かったり、暑かったりというところで、肝心の子どもたちとか教員の健康管理にもここ近年の異常気象で困難な状況が生じています。そういう点を受けて、議会の質問でも御紹介いたしましたけれども、大震災に備えてということもありますし、子どもたちの日常の教育環境の向上ということで体育館に空調を入れることについて、来年度予算でモデル的に設置するという経費が予算案ですけれど

も計上できました。

高野委員 幾つか質問があります。一つは、19ページの(27)教育ネットワークシステムの運用について、8,500万円のお金がつき大変良いことです。これは昨年に行われました小中学校校長会との懇談会で、いかに先生方の働き方を改善するかということが話題になり、電子機器の応用が述べられました。荒川区はコンピューター最先端区で、これを導入、活用できたら教員の仕事を減らすことが可能であると話し合われましたので、これが一つの反映の結果だと思えます。良かったと思えます。

それから(24)の学校体育館における空調を何とかできないかと、以前、阿部部長と話をしましたら、これ実現しそうで、900万円ですか。

教育部長 まずモデル的にやります。

高野委員 モデルでしないで、全部できたらとてもいいなと思えます。だからこれも一歩前進、実現に向かっていると思えます。

三つ目ですが、予算の中に、教育委員会で再三討論のありました国際性を養うために小学校・中学校の英語教育のワールドスクール、また秋田県の大学との交流などの予算は必要だということが昨年から叫ばれていますが、どこに反映されていますでしょうか。

指導室長 英語研修の講師として秋田県の国際教養大学の先生をお招きしてという形で考えているところでございます。

坂田委員 16ページの8、9あたりですか。

教育部長 小学校英語教育の推進ですね。

高野委員 だんだん予算が増えてくることを期待いたしまして、これが導火線になってくれるといいと思えます。

教育長 そのほかございますでしょうか。

小林委員 18ページの(18)で新たな区独自の教員研修ということで、やはり教育の基本は教師の質の向上だと思えますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思えます。その場合にできるだけ現場の先生方の御意見を聞きながら進めていただけるといいのかなという気がいたします。教員研修にも、いろいろな研修があるかと思うのですけれども、やはり現場の先生方が主体的にかかわっていただくことが非常に大事かと思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

坂田委員 私の方も一つ。先ほど高野先生がおっしゃったように、ワールドスクールの経験を基にした英語教育の強化のところは、我々としても重要であるし、効果が見込めると考えていますので、今後も引き続いてそこを。できるだけ学校現場に負担かからないように、予算措置でできるようなことは予算措置でやって、学校とか皆さんに負担がかからない形

でやった方がいいと思うのですよね。大学がいろいろなことをやってくれるのだったらま
とめてお願いするというふうになれば、全体の負担は下がると思うのですが、一部こっ
ちでやって、一部向こうでとすると、いろいろ現場の負担が増えてしまうと思うのです
ね。全体としてこういった目的を達する上で、予算の額もあるのですけれども、現場の
負担をどうやって小さくするかという視点で我々としては常に考える必要があって、多
分、パワーアップ事業というのはいろいろなものをそこに寄せた方が、要するに、校
長の裁量だから、お金の管理がしやすいというのですかね。そういうことであるとす
ればそういうところに寄せる方がいいかもしれないし、細かく分かれれば分かれるほど
管理のコストが上がりますので。少しお金が余分にかかっても、先ほど申し上げたよ
うに外の人がお金の管理とか事務の管理もやってくれるのだったら、負担がかかっ
ているものは、そういう形で外出して、その部分は頼むとか。そういうようなこと
を考えていかないと、今、校長会でおっしゃっているような問題というのは解決
しないと思うのですよね。何でも従来こうやってきたから、こうやりますと。中
で全部経理もして、中で帳票の整理もしてとかいうことだと、やっぱりもう難しく
なっているのではないかなと思います。

それから先ほどのシステムですけれども、私の経験だと最初はちょっと面倒に思
うのですね。だからトライアルの学校の評価というのは、ちょっと定着してきてから
聞いた方がいいかなと。導入当初だと多分、実際の利便性よりも低く評価されるの
ではないかなと思います。最初は皆さん昔のやり方の方が便利だと思うのは当然の
ことなので、評価についてはそれを考慮して評価しないと、こういうものは過小
評価になってしまうところがあるかなと思います。東京大学では例えば成績入力、
すべてウェブ上でやっていますし、記録されていますし、それから入力のチェック
のシステムだとかそういうものもありますし、過去の成績も残っています。そうい
う意味で、紙で書いてももちろんできることなのですが、多分全体としては相当
コストが下がっているのだと思うのですよね。最初はちょっと皆さん違和感ある
かもしれないけど、なれば恐らく相当事務コストも下がると思いますので、導
入当初から少し余裕を持って評価をいただいたらいいのではないかなと思います。

教育長 その点についてどうですか。

学務課長 実は校務支援システム、23区で導入していないのは荒川区だけになっ
てしまっていて、ほかの区で使用経験のある先生方がいらっしゃる中での導入に
なりますので、その点はややスムーズかなと思うのですが、今、坂田先生おっし
ゃったように、何事も最初に入れたときは、学校からお問い合わせの電話がか
かってくるのは常ですので、少しそこは落ちついたときに、荒川区なりのカス
タマイズが入れられるような段取りでやっていきたいかなと思いましたので、
また御指導よろしくお願いたします。

教育長 逆にあまりカスタマイズし過ぎてしまうよりも、スタンダードなものを入れた方がいいかもしれません。学校があわせるようにしたほうがいいですね。その学校でしか使えないシステムになってしまったりするといけませんから。

学務課長 その辺、バランスよくやりたいなと思っております。

教育長 校務支援システムで、教職員の出退勤の管理も入れられるようになるのですか。

学務課長 出退勤の管理というよりは、児童・生徒さんの帳票などの管理が中心になります。

ただ、パソコンをいつ立ち上げたとか、いつ消したとか、ログインとかログアウトの履歴はとれますので、そういったところでかわりに活用していけるのかどうかというところは研究かなと思っております。

坂田委員 出退勤は既に普通に使われているシステムがあるので、入れるか入れないかの考え方だけだと思いますけどね。

教育長 一緒に、システムの中に入れてしまっているのですね。ぜひ来年度、システムの内容を1年間かけて決定する中で、検討していただければと思います。

坂田委員 システムとは別に労務管理が重要です。現在、職場の管理運営を担われている副校長の方々の負担を考える必要があると思います。

教育長 労務は本来的な管理職の業務ではあるわけですものね。

坂田委員 普通の会社ではそういうことですけどね。ただ、一般の組織と比べて管理職の割合が低いのですよね、教育の方は。

教育長 特にほかに御意見等なければ、議案第4号「平成30年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」質疑及び討論を終了させていただきます。

議案第4号について御異議等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、議案第4号については異議なしとさせていただきます。

次に報告事項に移ります。初めに「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、教育総務課長、説明をお願いいたします。

教育総務課長 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正でございます。昨年の12月に給料の本体につきましては改正をさせていただきましたが、扶養手当につきましても人事委員会勧告に基づきまして、支給額等を改めるほか、規定の整備をするものでございます。

主な改正内容でございますが、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係わる手当額を引き上げるものでございます。また配偶者がいない場合の子1人に関する区分については、平成30年度をもって廃止するものでございます。具体的には現行1万3,700円の配偶者の金額につきまして、平成30年度は1万円に。31年度から本

則になりまして6,000円に、子につきましては現在6,000円のところ、30年度、来年については7,500円に、31年度本則になりまして9,000円に。なお、子については特定期間、15歳に達する以後の最初の4月1日から満22歳に達する以後の最初の3月31日、実際には高校生から大学生にかかわる年代を特定期間と申し上げまして、その期間については一部増額をするということで、現行1万円を来年度は1万1,500円に、31年度からは1万3,000円にするものでございます。なお 印の で激変緩和処置といたしまして、平成30年3月31日に「配偶者のいない場合の子一人のみ」又は「配偶者がいない場合の子一人及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けたものにつきましては、平成30年4月1日以降につきましても手当額について4,000円を加算した額とするという内容になってございます。実施時期につきましては、平成30年4月1日からの予定になってございます。

なお、これについて議案ですので、本来なら意見聴取が必要でございますが、まだ議案は最終的に総務企画から固まったということに来てございませんので、次回の教育委員会で意見聴取の議案は正式な議案として出させていただきたいと思っております。今回は報告事項の説明という形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑等ございますでしょうか。

これは、改めて次回の教育委員会で議案になるのですね。

教育総務課長 はい、2月5日には間に合うと聞いているので、5日に出させていただきたいと考えてございます。

教育長 もう組合協議は済んでいるわけですよ。ですからあとは議案の体裁だけ整えばいいわけですよ。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、「区立幼稚園における預かり教育のモデル実施について」小堀学務課長、お願いします。

学務課長 「区立幼稚園における預かり教育のモデル実施について」御説明をいたします。幼稚園教育を充実するため、平日の教育課程の終業後、また夏休みなどの長期休業中、夕方の6時までお子さんをお預かりする制度となっております。平成31年度の4月から実際に制度をスタートする予定でございますが、今年の4月から職員の募集ですとか、園の環境整備等がスタートいたしますので、この時期に御説明をさせていただくものとなっております。モデル実施をいたします園は日暮里幼稚園となっております。こちらについては預かり教育を実施することで、副次的に保育園の待機児童の解消につながるということで、待機児童の多い地域、また建物が学校と併設になっていない独立園ということで、日

暮里幼稚園をモデル園とさせていただきたいと考えております。

定員につきましては、定期的に年間を通じて御利用いただける方が、園全体で25名。スポット的に保護者の方の御都合で利用できるような枠として10名を予定しております。こちらに記載しております保育料につきましては、汐入こども園が現在4時までお預かりしている中時間保育というのがございますので、その保育料とそごがでないような形で積算し、計算してございまして、月額が4,100円。日額が400円。長期休業中にあつては1日お預かりするに当たって830円と設定したいと考えてございます。こちらについてはおやつ代が入っております。

職員体制につきましては、モデル実施として十分に子どもたちに目配りできるようにすること。それから6時までになりますので、先生方がズレ勤もございまして、そういった対応のためにできれば選任の園長先生、それから3歳児の担任の先生、現在、非常勤講師で対応してございますが、こちらについて常勤で対応を検討しているほか、預かり教育に対応するため3名の非常勤職員の方、また特別な支援が必要なお子さんがいる場合には、その程度及び人数に応じて臨時職員を配置していきたいと考えてございます。

裏面を御覧ください。裏面には預かり教育の流れといいますが、全体の様子が見えるような形で、時間よっての活動の内容を示してございます。お預かりする時間が長くなりますので、保育園のようにお昼寝の時間ですとか、おやつ時間、市販品になりますが、アレルギーに対応したおやつ提供などをしてまいりたいと考えてございます。活動内容としてはこちらに記載のとおり、教育課程外でありますので、何かお教えするというのではなく、みんなで仲よく遊んだりとか、あと異年齢のお子さんを一括してお預かりしますので、そういったところの交流ですとか、あと長期休業中に当たっては目の前に日暮里図書館がございまして、おはなし会など地域の活動にも参加してまいりたいと考えてございます。

御説明は以上です。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 大変すばらしい事業だと思います。まず初めに荒川区における待機児童。保育園に入りたけれど入れないという待機児童の数を教えてくださいませんか。

学務課長 幼稚園に通う年齢の3歳児から5歳児のところ、平成29年度で不承諾となったお子さんが3歳児から区全体で25名。多いのは0、1歳。日暮里幼稚園に通うようなエリアの方では5名のお子さんが保育園に入れなかったということになってございます。

小林委員 ということは、定員25名で人数があふれるということはあまり予想されないということですか。

学務課長 もしかすると制度ができたことによって、お仕事を始めようかしらという応募の方がいた場合には、どうなるのかなというのはあります。そこも含めてモデル園で検証していきたいと考えてございます。

教育長 保護者の中には、保育園ではなくて幼稚園で幼児教育をしっかり受けさせたいという思いと、そうは言いつつ家庭の経済状況を考えると、パートにしる何にしる自分も働いて一定の賃金を得たいという方もいらっしゃるので、潜在的な需要はあるのではないかと思います。

ほかに御意見等は、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、最後の案件になります。「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」生涯学習課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、「荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業の補助延長について」御報告申し上げます。当事業におきまして、補助の延長の希望者が3名ございます。内容の方で詳しく説明いたしますけれども、この補助延長につきまして文化財保護審議会の意見を聴取した結果、延長は妥当であるとの回答を得ましたので、御報告するものでございます。

内容につきましては4項目ございますけれども、裏面と次ページの3番の事業実施状況と4番の補助内容につきましては記載のとおりということで御確認いただきまして、表面の内容の1番と2番につきまして、御説明申し上げます。

内容の1でございます。補助延長の希望者3名について。理由でございますけれども、荒川区の文化財でございます伝統工芸技術の保存と継承のためには、さらに修業をする必要があると判断したためでございます。毎年審査を行うことも望ましいとのことでございます。

2番の補助延長の希望者につきましては、ふるさと文化館の館長の野尻より説明申し上げます。

ふるさと文化館長 それでは延長希望者の説明をさせていただきます。木版画摺の先ほど指定文化財になりました川嶋秀勝さんのところに小川信人さんという継承者いらっしゃいます。小川さんは今年の平成30年3月で丸3年を迎えて、今度初めて延長ということになります。延長理由でございますけれども、修業した3年間で木版画摺における基本的な技術を体得するように取り組んできて、習熟度は非常に上がってきたということなのですが、今度は浮世絵作品、実際には小さいものばかりやらせていたのだけれども、本格的な作品の風景画ですとか、美人画などの制作の経験を積ませたいと考えているそうです。

さらに高度な技術を修得するためには、延長を希望しているということで、計画としまして5年は修業させていただきたいという御要望でございました。

続きまして、角光男さん。漆塗の職人さんですけれども、こちらの継承者、塚本真理恵さんですが、平成25年から修業しておりまして、今回の延長がもし許可されましたらあと1年で終了ということになります。この5年間の修業で漆塗りの基礎を修得しまして、角さんのところの目玉商品であります、ピアカップ等の製品の文様付けなどは彼女が行っております。今後は、実際の製品づくりなどに積極的に取り組んでほしいと。実際にはおわんですとか本格的な木地に漆を重ねていくような仕事をまだ修得させていないので、そちらを今後は重点的にやりたいと御希望されております。ちなみに角さん、今度は尾久の近くの商店街の方にお店を出店される予定でありまして、修業している塚本さん、それからもう1人弟子をとりましたので、その2人がお店のお手伝いですとか、作業ができる場所も確保したいというお話もされておりました。

続きまして渡辺光さん。指物の職人さんですが、娘さんの渡辺久瑠美さんを指導されておりました。平成25年4月からということで、塚本さんと同じで、今度の延長希望が通りましたら、6年間の満期ということになります。5年間の修業で指物に携わる基本としての道具使いですね。それから加工技術を習得するべく取り組み続けて、箱物ですとか小型の姫鏡台などは製作できるようになったそうです。今後、あと1年間で技術・技法に磨きをかけると同時に、親方の指示で動くのではなくて、自分で計画をつくって製作できるようにさらにレベルの高い作品を一人で完成するような職人に育てたいということでございます。ちなみに渡辺さんと娘さんの久瑠美さん、2人でお名前は明かしてくださらなかったのですが、歌舞伎役者の鏡台を製作しているということをおっしゃっていました。

以上3名の延長を審議会の方から妥当であるという御意見をいただきました。以上でございます。

教育長 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

この事業は基本が3年間で、延長は3回までなのでしたか。

ふるさと文化館長 そうです。最長6年ということです。ただ、業界によっては浮世絵のように5年が一応目安という決まりがあるところもございます。

教育長 一人前になるのに一人の親方というか、職人さんのもとの5年とか10年とか修業した方がいいのか、それともいろいろな親方の中で、いろいろな技術を学んだ方がいいのか、どうなのでしょうね。

ふるさと文化館長 基本的に、例えば指物の業界のお話を聞きますと、ある程度1人の親方のところで修業して、その後、親方の指示の下にほかの職人さんのところに行くということ

はありますが、勝手に移動することはないと。もう既に分業制になっているところも多いものですから、例えば漆塗りの職人さんが木地を作るということは今のところございませんので、むしろ漆塗りに特化した形で、デザインですとかまた新たなニーズに合わせたような製品開発とかそちらの方にもっと力を入れたいという話をしておりました。

教育長 例えば、木版画摺の川嶋さんのところで修業したら、今度、松崎さんのところで修業するとか、そういうのは無理なのですか。

ふるさと文化館長 先ほども言いました職人の中に系譜がありまして、松崎さんのところの系譜とこの川嶋さんのところの系譜がちょっと違いますので、基本的には川嶋さんの技術というのは、関岡扇令さんの先代さんの指定文化財だった方の技術を継いでおるわけですので、それで一人前にして業界にデビューさせるということになります。

教育長 そうすると、他の摺師の手法は参考にはならないということでしょうか。

ふるさと文化館長 参考にならないということではないですけども、仕事を分け合うということはあるらしいです。問屋から来たものが、松崎さんのところでできないので、関岡さんの方でちょっとやってくれないかというような譲り合いはあるんですけど、基本的には同じ物を、多分どの摺師に頼んでも発注元の方は同じように摺ってくれというオーダーを出しているはずなので、注文側は同じ作品がどこに出してもできると考えているとは思いますが。ただ、ちょっと親方の方はなかなかほかのところで修業していいよとはおっしゃらない。

教育長 先生方、いかがでしょうか。

小池委員 伝統工芸技術展に行ってみるのですね。伝統工芸、このままやっているのだと、だんだん先細りになるというか、ちょっと値段も高いしね。じゃあ、どうしたらいいかなと考えるのだけど、デザインの方をもうちょっと斬新なデザインというか、今までの伝統工芸、技術は伝統工芸でありながら、デザインをがらっと変える。このピアカップよりももっと変わったものにしないと、だんだん先細りになってしまうのではないかなということを感じるのです。だからこの職人の方たちプラス、デザインをやれる人に手伝ってもらおうとかね。何かそういうことにもお金を使っていいのではないかと感じます。

ふるさと文化館長 実際には生涯学習課の事業ではないのですが、経営支援課の方の事業で、デザインなどをマッチさせるような事業もございますし、それからこのところの傾向なのですが、職人さんが継承者を選ぶとき、ほとんど美大出身者、要するにデザインもできる、センスも問いながら採用しているという傾向がありますので、親方が今までやってきたものではなくて、若手の職人の卵の方の発想というのもこれから使いたいということはおっしゃっています。弟子を育てている職人さんはそういう発想の下にやっている

のですけれども、ほかの方々に対して補助の制度というのは今のところ、私どもでは持ち合わせてはないです。

生涯学習課長 デザイン性の変化と申しますか、技術を持つ方ということも併せつつ、同時に伝統技術展そのもの、事業の見直しと申しますか、スポーツセンターの大規模改修が平成31年度に行われますので、現在、いろいろな施設を検討しているところでございます。例えば日暮里の方で開催をして、荒川区内だけにとどまらず、全国からこられるような仕掛けであったり、イベントのやり方も含めてもっともっと人が来てたくさん買ってくれるような、そういう仕掛けもつくっていききたいなと思っております。

以上でございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

予定しておりました事項は以上でございますけれども、事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

生涯学習課長 ピンクの冊子でございますけれども、前回の教育委員会におきまして御報告申し上げました、荒川コミュニティカレッジの入学案内が刷り上がりましたので、配付申し上げます。よろしくお願いたします。

小林委員 この入学案内の7ページのところで選択講座というのがありまして、非常に魅力的な講座だな、事務局すばらしいなと思いながら見せていただきました。これは一般公開ではないのですか、選択講座の分というのは。

生涯学習課長 6ページと7ページ。6ページが公開講座、7ページが選択講座と分けていますのは、公開講座は、入学してない方もどうぞ来てくださいというものでございます。その際にぜひコミュニティカレッジの魅力を知っていただき、入学の促進になれば幸いです。先生がおっしゃっています選択講座については、現役の受講生と修了生の方も対象とさせていただいております。

小林委員 選択講座の部分がすばらしいのですが、これは修了生、現役生だけのためのような位置付けなのではないでしょうか。

生涯学習課長 そのバランスなのですけれども、閉じ込めるのではなくて、公開にした方がいいのではないかとアドバイスですとか御意見ございましたら、柔軟に対応させていただきたいと思っております。

小林委員 非常に魅力的なものが多いので、どういう形で進められているのかなと思ひまして、むしろ少人数で受講生が相互に議論しながら進めていくという意図なのではないでしょうか。

生涯学習課長 深掘りしていただいて本当にありがとうございます。おっしゃってくださったようにワークショップでございます。5、6人の1グループで議論していく、ワークショ

ップ型の講座でございます。この講座については、できれば選択講座で実施していきたいと考えております。公開講座はその1個手前の座学形式でございます。次のステップでワークショップ。そこからこれをやりたいという人たちが出たら、またその人たちが企画をしてイベントを学園祭とかで試してみるとか。その三つのステップで我々は考えていました。二つ目のステップ以降は受講生と修了生でというのは基本的な考え方ですけれども、その境目をどうするかというのは柔軟に考えていきたいなと思っております。

小林委員 魅力的な講座でしたので、質問させていただきました。

教育長 来年度も実施する中で、一般の方々からも強い要望がある講座等については、公開としてもいいかもしれませんね。

生涯学習課長 先生の御意見を十分踏まえまして、先入観を持たずに進めていきたいと思えます。

教育長 よろしいでしょうか。

それではこれを持ちまして第2回定例会を終了とさせていただきます。

—了—